

別紙 1

安芸市庁舎清掃等業務委託仕様書

本仕様書は、清掃業務の概要を示すもので、本書に記載のない事項であっても、発注者が、美観又は建物の管理上必要と認めた清掃業務は、発注者の指示に従って実施しなければならない。

1 作業施設

高知県安芸市土居 82 番地 1 安芸市役所

2 委託内容

- (a) 日常清掃
- (b) 日常巡回清掃

(年末年始_定期清掃)

- (c) 床清掃・ワックス掛け・バルコニー清掃
- (d) ガラス・サッシ清掃
- (e) 外壁清掃

3 委託期間

令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日まで

※委託内容ごとの委託期間は以下のとおり

- (a) 日常清掃、(b) 日常巡回清掃 : 令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日まで
- (c) 床清掃・ワックス掛け・バルコニー清掃 : 令和 8 年 12 月 29 日から令和 9 年 1 月 31 日まで
- (d) ガラス・サッシ清掃、(e) 外壁清掃 : 令和 8 年 12 月 29 日から令和 9 年 1 月 31 日まで

4 清掃区域及び作業方法

(清掃区域)

「別紙 2-1_清掃区域図」、「別紙 2-2_屋外清掃箇所」、「別紙 2-3_清掃区域図 (年末年始_定期清掃)」、「別紙 2-4_屋外清掃箇所 (年末年始_定期清掃)」

(作業方法)

「別紙 3-1_清掃作業要領」、「別紙 3-2_年末年始_定期清掃時の留意点について」、「別紙 3-3_庁舎参考写真 (外観・内観)」、別紙 4「庁舎清掃作業基準表」のとおり

5 清掃日時

(a) 日常清掃及び、(b) 日常巡回清掃は、開庁日及び発注者の指定する日の 7 時から 16 時までの間に行う。ただし、市長室、副市長室、教育長室、応接室については、執務時間前 (午前 8 時 30 分) までに一通り清掃作業を完了すること。

(c) 床清掃・ワックス掛け・バルコニー清掃、(d) ガラス・サッシ清掃、(e) 外壁清掃については、発注者と日程等の調整を行ったうえで実施すること。

6 費用負担区分

管理備品等の費用負担区分は次のとおりとする。

(1) 発注者の負担

- ①業務に必要な電気、水道料金
- ②清掃用薬剤・資機材等
- ③トイレトーパー
- ④ごみ袋
- ⑤手洗い用石鹸
- ⑥名札

(2) 受注者の負担

- ①業務にふさわしい作業着、靴等
- ②業務に必要な事務用品及び什器類
- ③その他、業務上必要とするもので発注者が使用を許可したもの

7 管理体制

(1) 従事者の報告

受注者は、従事者を就業させる際に、従事者の履歴書を提示して、発注者の承諾を得なければならない。

(2) 従事者の交代の手続き

従事者を新たに配置する場合は、事前に発注者に申請し、その承諾を得た後、十分な引継ぎ期間を設けたうえで、業務の円滑な実施が可能と判断した段階で交代を行うこととする。

(3) 従事者の監督及び統括

本業務が日々安全、円滑かつ確実に実施され、来庁者に不快感を与えないよう、受注者は、従事者に対し必要な教育及び研修を行う。

8 要望及び苦情等への対応

従事者は来庁者及び市職員等から、本業務に関する要望または苦情を受けた場合、迅速かつ適切に改善、再発防止等の措置を講ずるとともに、発注者に報告する。なお、必要に応じて対応について発注者と協議する。

9 作業日誌の作成

受注者は、作業実施後に清掃作業日誌を毎日作成し、発注者へ提出すること。ただし、不良・不具合事項があった場合は、その都度、速やかに連絡すること。

10 業務の実施に当たっての諸条件

(1) 関係法令及び仕様書の遵守

本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守する。また、本業務は「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」の最新版に基づき実施する。


(2) 業務に使用する機械、器具、及び材料

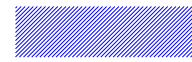
本業務に使用する資機材及び諸材料は、受注者の責任において清掃業務内容及び建築材料等に最も適したものを使用すること。貸与された使用資機材は、作業に適したものであることを施設管理者と業務責任者で確認すること。

11 その他

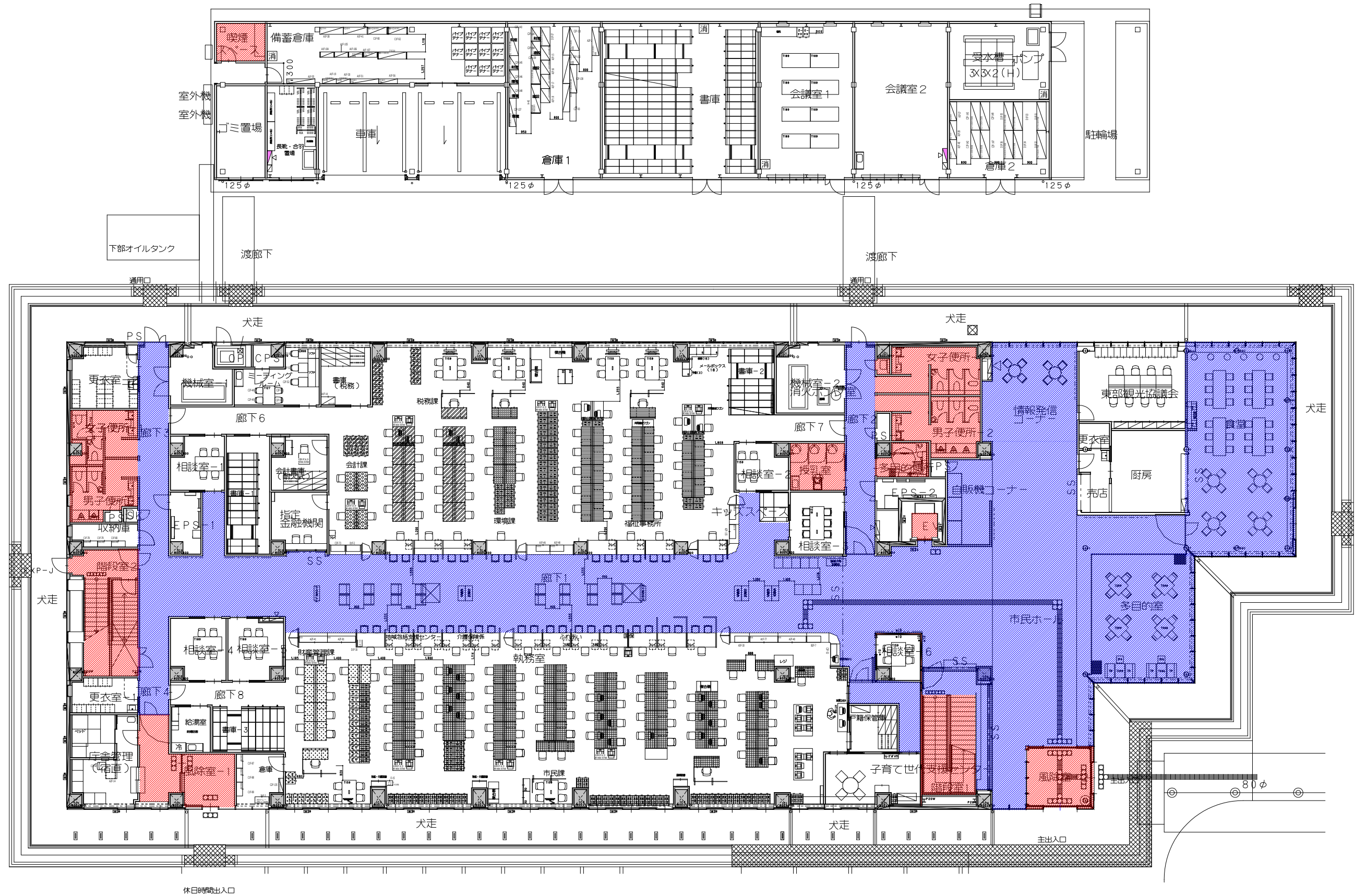
- (1) 清掃業務の実施にあたっては、発注者の執務に支障をきたさないよう留意するとともに、作業上での衛生管理及び火気取締りを厳重に行い、火災、盗難その他の事故が発生することがないように十分注意すること。
- (2) 清掃業務は、静粛かつ丁寧に行い、建物、器物を損傷させ又は通行者及び壁等にちり、ほこり及び清掃用水等を飛散させないように十分注意すること。
- (3) 清掃業務従事者は、清掃業務に専念し、必要以外の場所に立ち入り、書類のべっ見及び持ち出し等の行為はしないこと。
- (4) 清掃業務の実施にあたり、建物及び備品等を破損したときは、直ちに発注者に連絡し、その指示に従うこと。
- (5) 清掃のため備品等を移動する場合は、細心の注意をもって取り扱い、業務終了後復旧させること。
- (6) 業務中、建造物及び備品等において破損箇所や異常を確認したときは、直ちに市担当職員に報告すること。
- (7) 従事者は、会社名、氏名等を明記した名札を着用し、来庁者に不快感を与えないよう身だしなみには充分注意する。

別紙2-1 清掃区域図

 日常清掃業務において床清掃が必須となる区域

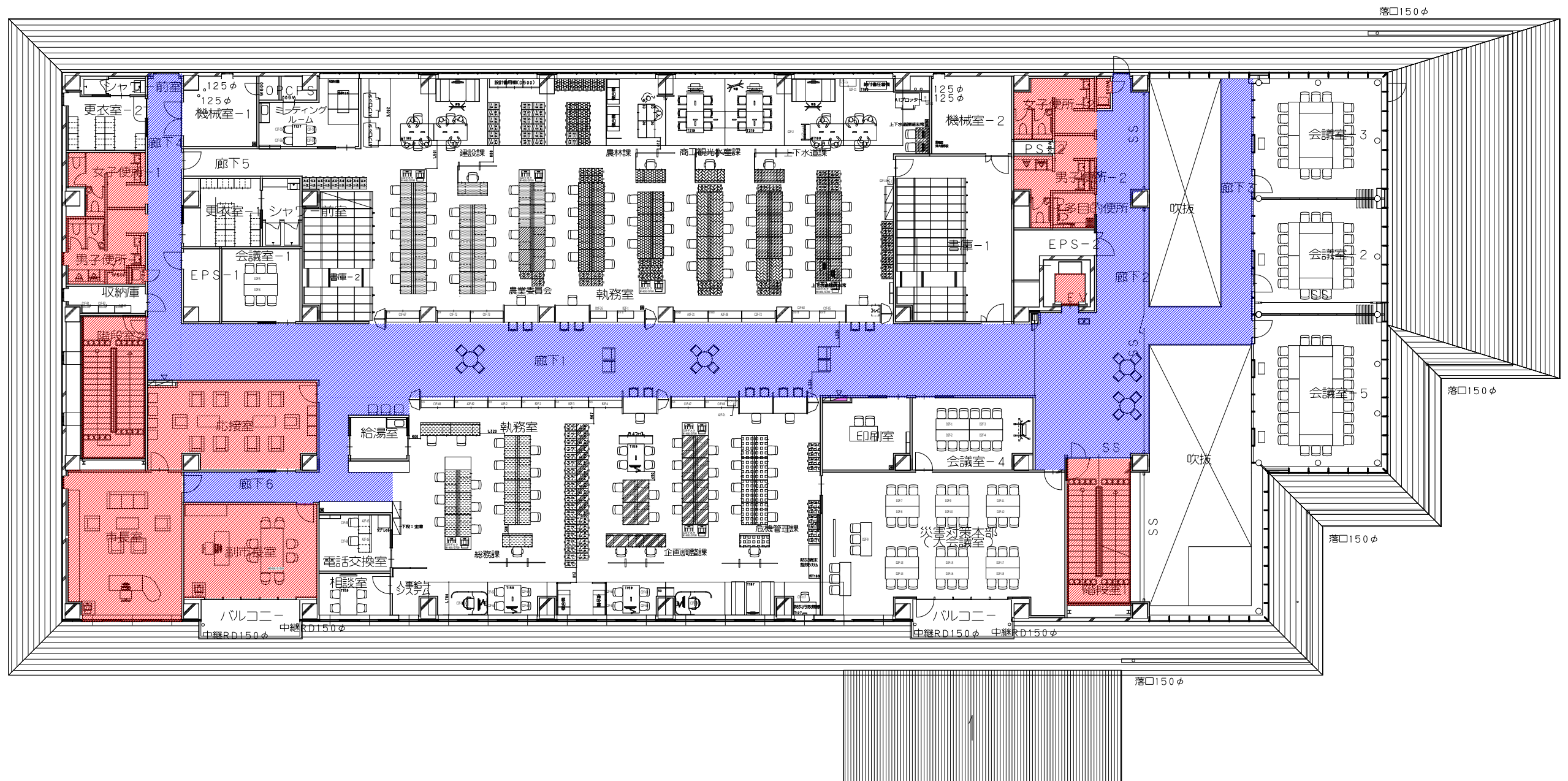
 ロボット掃除機清掃区域
※日常清掃業務において床清掃は要さないが、別紙3に定める清掃業務を実施する区域

1階部分





2階部分

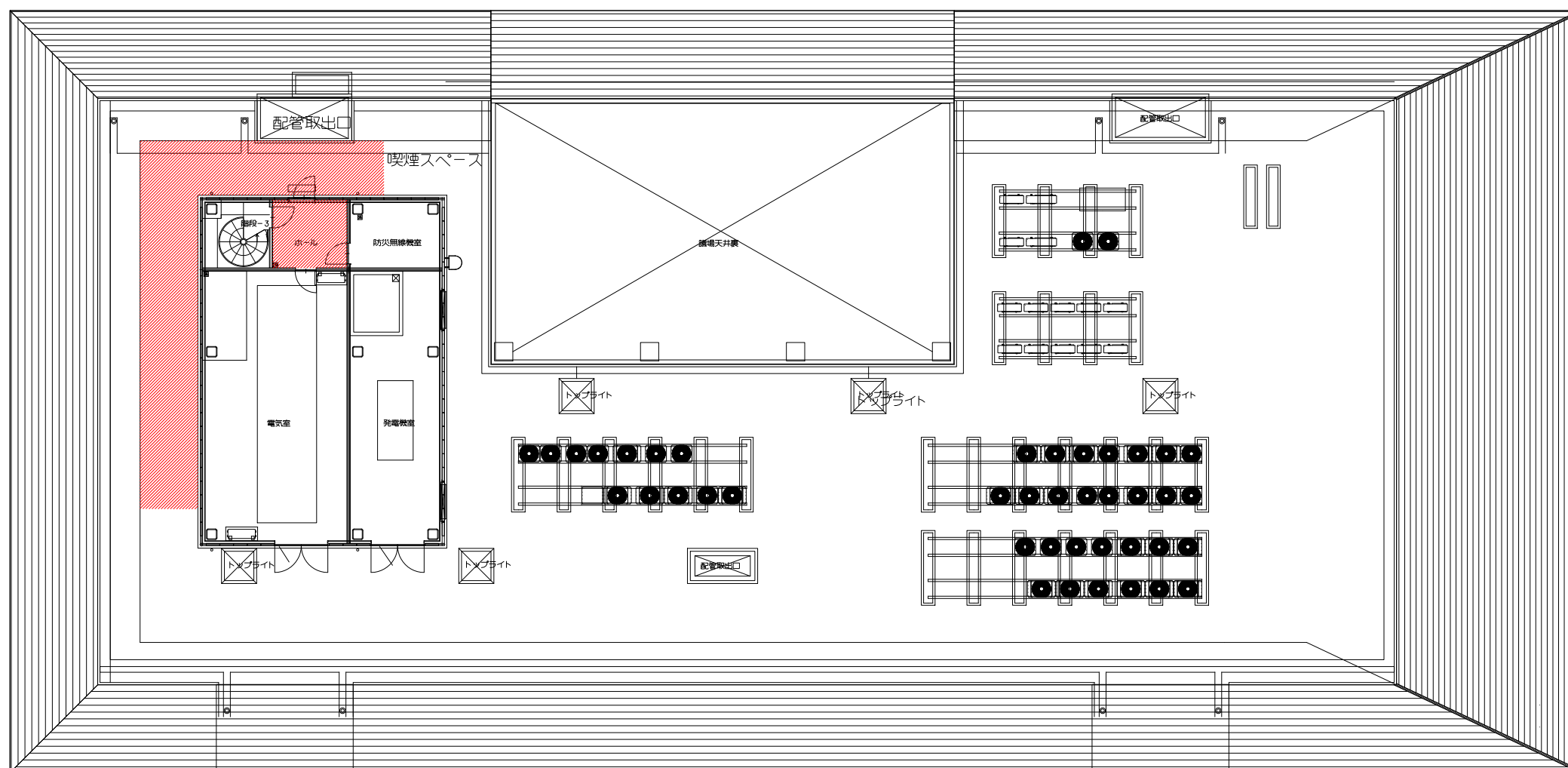
- 日常清掃業務において床清掃が必須となる区域
- ロボット掃除機清掃区域
※日常清掃業務において床清掃は要さないが、別紙3に定める清掃業務を実施する区域



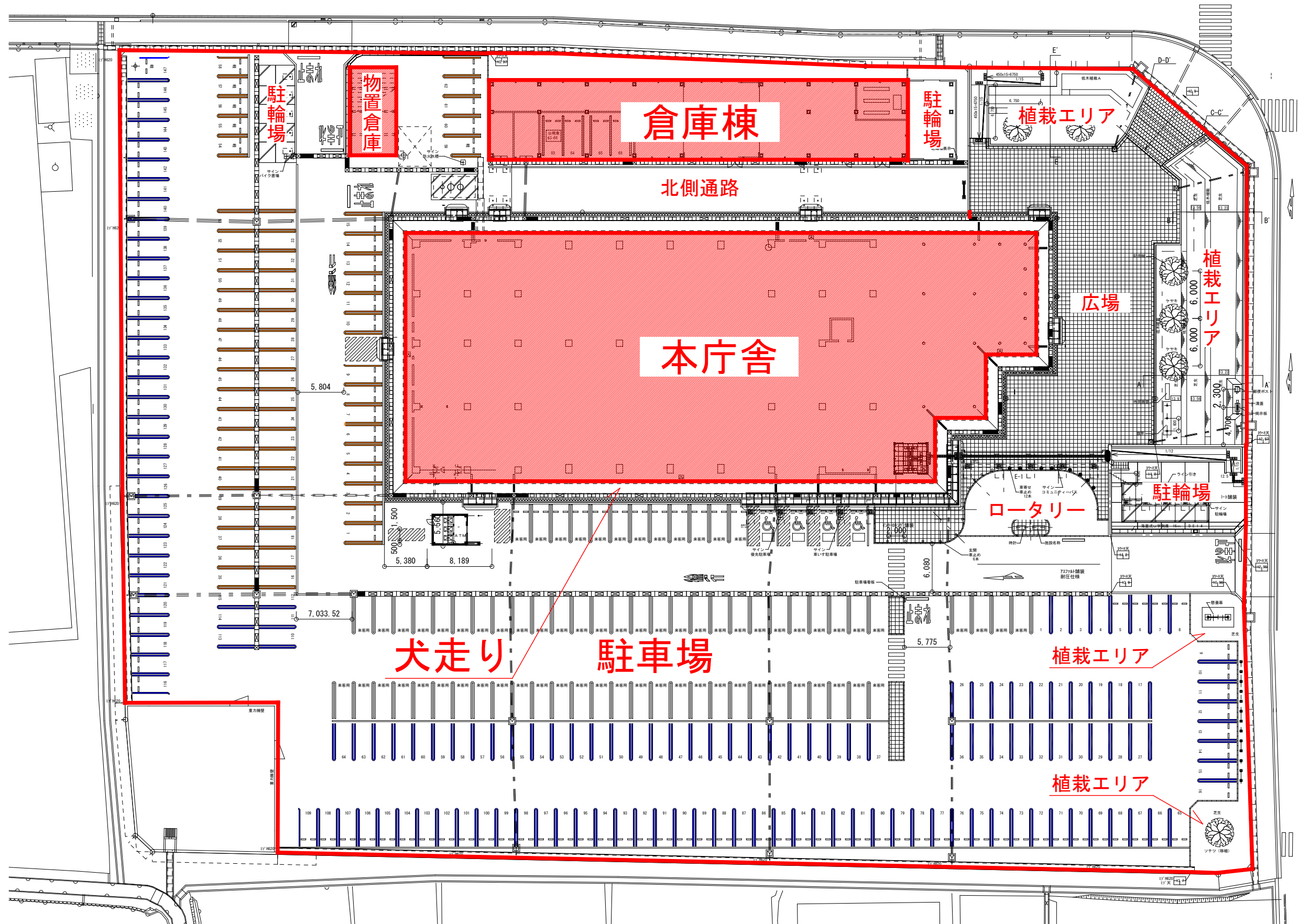
屋上階部分

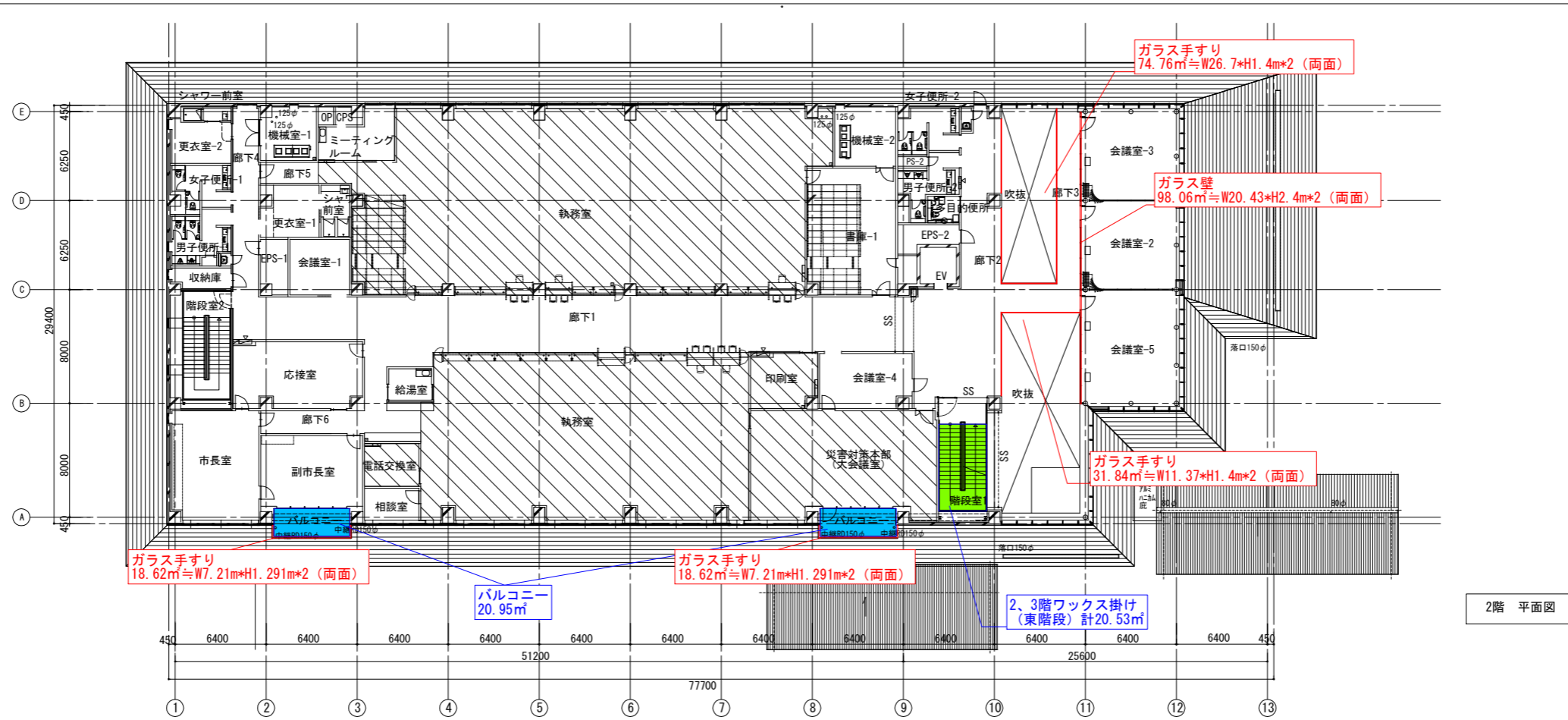
 日常清掃業務において床清掃が必須となる区域

 ロボット掃除機清掃区域
※日常清掃業務において床清掃は要さないが、別紙3に定める清掃業務を実施する区域

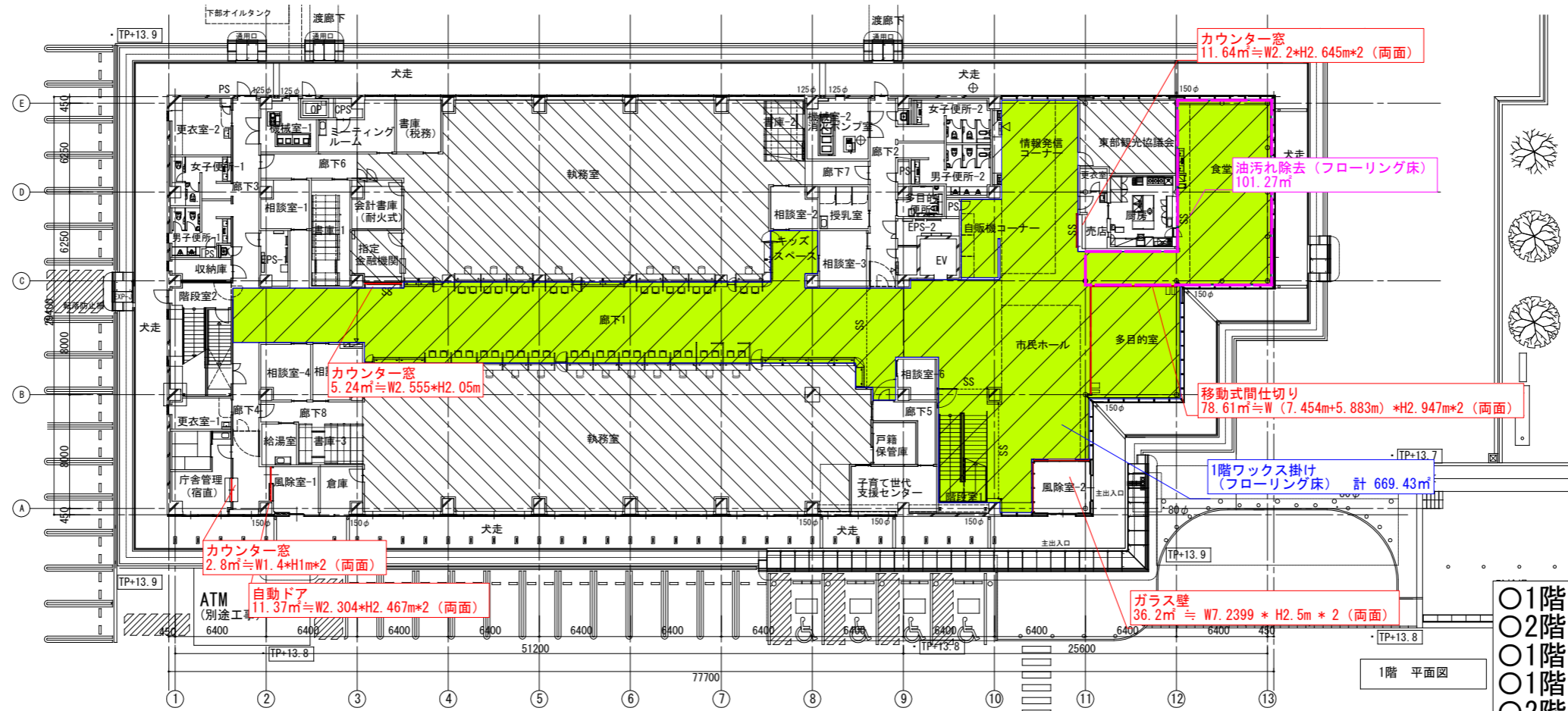


別紙2-2 屋外清掃箇所 (駐車場・駐輪場・広場・ロータリー・北側通路・犬走り・植栽エリア)

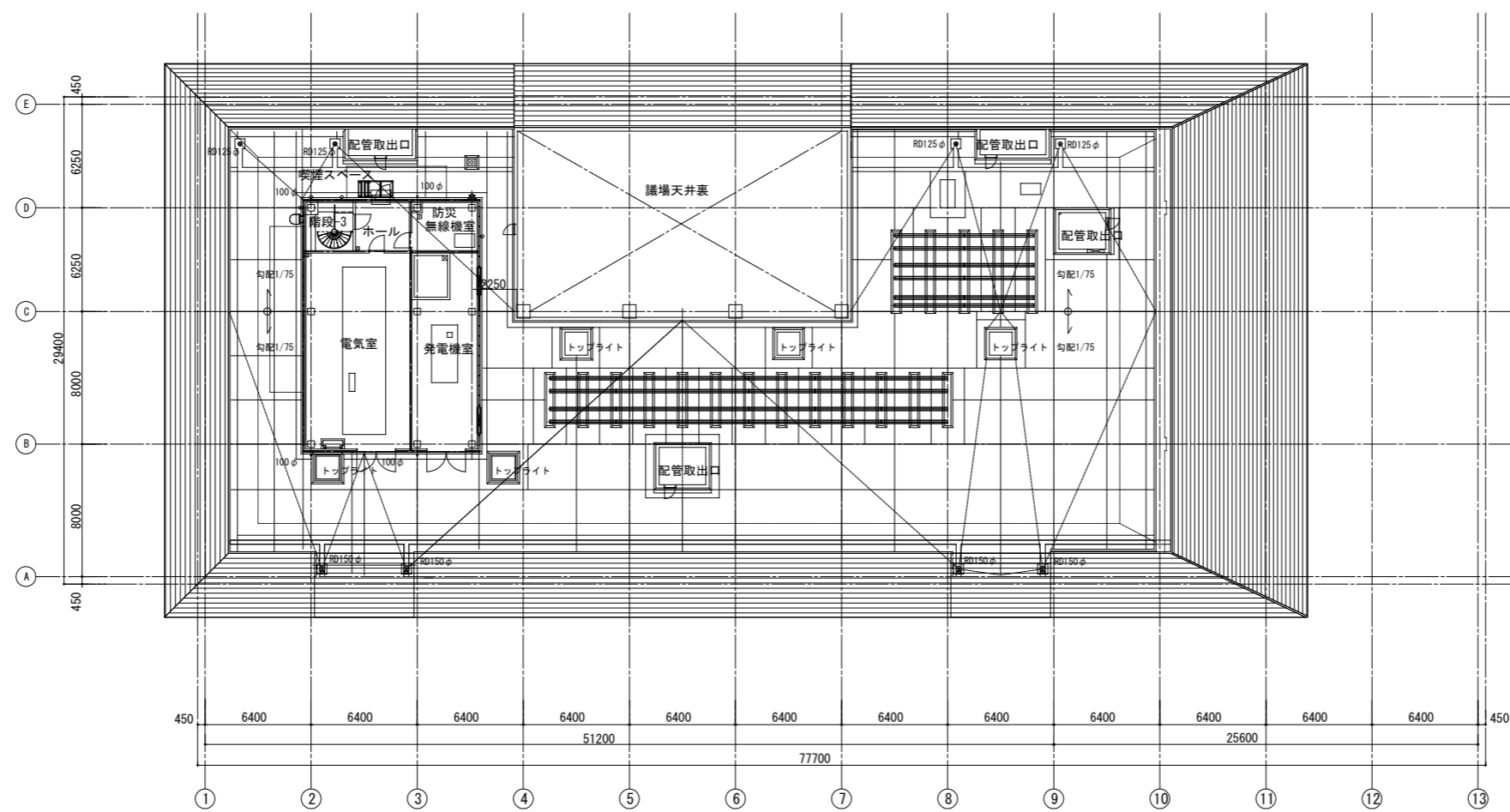




☐	消火器ボックス 置型
☒	消火栓 (設備工事) (消火器ボックス併設型)
◆	ルーフトレン ※サイズは雨水排水計画図参照
○	タテ樋 (屋内防水仕様) タテ樋
±0	床レベルを示す (FL=±0) 特記なき室はFL±0
☒	マンホール 600φ 防臭防湿型
▨	OAフロアH=100 (スラブ下がり-100)
▨	フローリング貼りt15 (スラブ下がり-50)

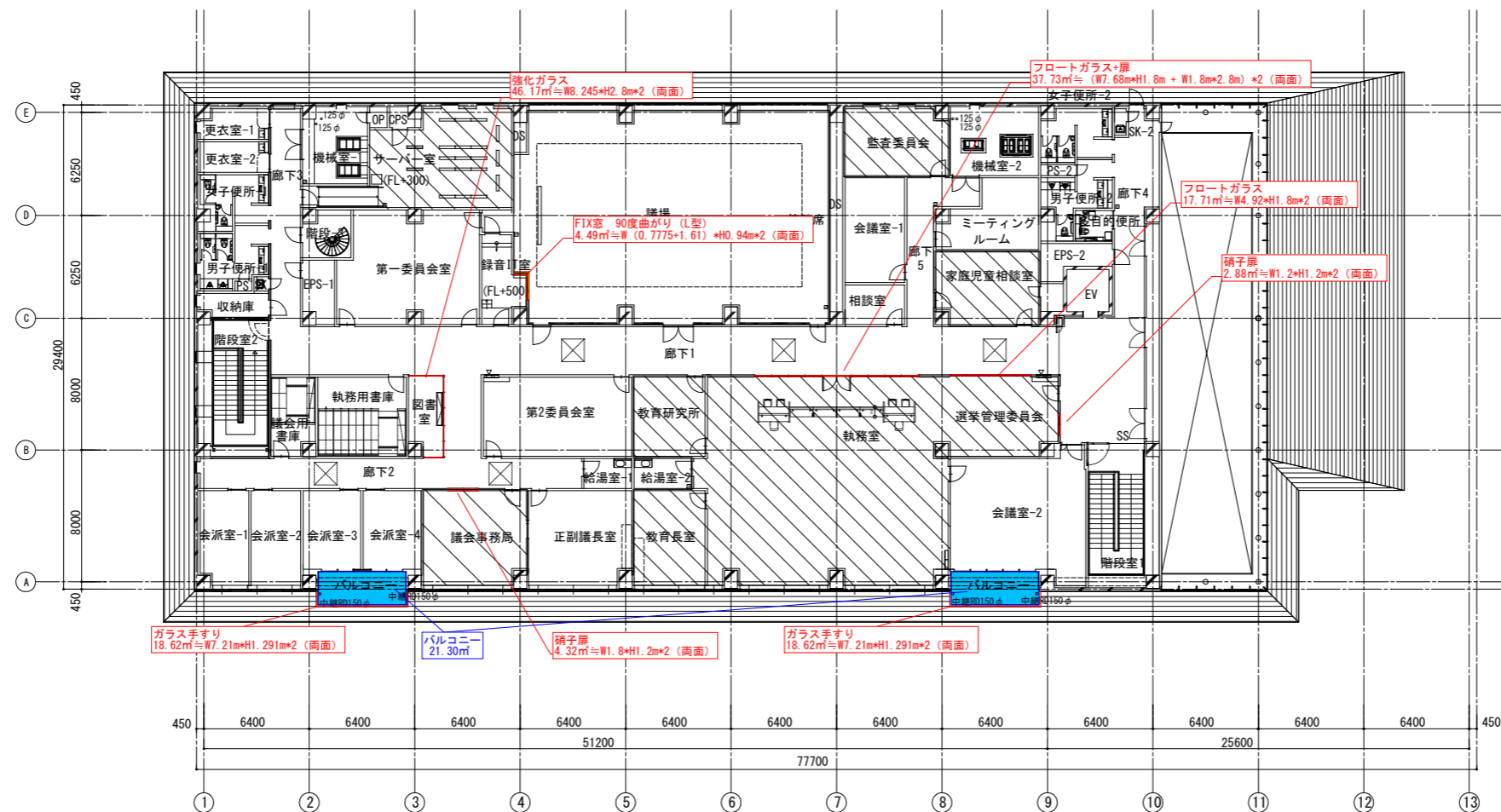


- 1階ガラス面清掃...145.86㎡
- 2階ガラス面清掃...241.9㎡
- 1階ワックス掛け...669.43㎡
- 1階油汚れ除去...101.27㎡
- 2階バルコニー清掃...20.95㎡



R階 平面図

	消火器ボックス 置型
	消火栓 (設備工事) (消火器ボックス併設型)
	ブルードレン ※サイズは雨水排水計画図参照
	タテ樋 (屋内防露仕様) タテ樋
	床レベルを示す (FL=±0) 特記なき室はFL±0
	OAフロアH=100 (スラブ下がり-100)
	フローリング貼りt15 (スラブ下がり-50)



3階 平面図

○3階ガラス面清掃…150.54㎡
○3階バルコニー清掃…21.30㎡

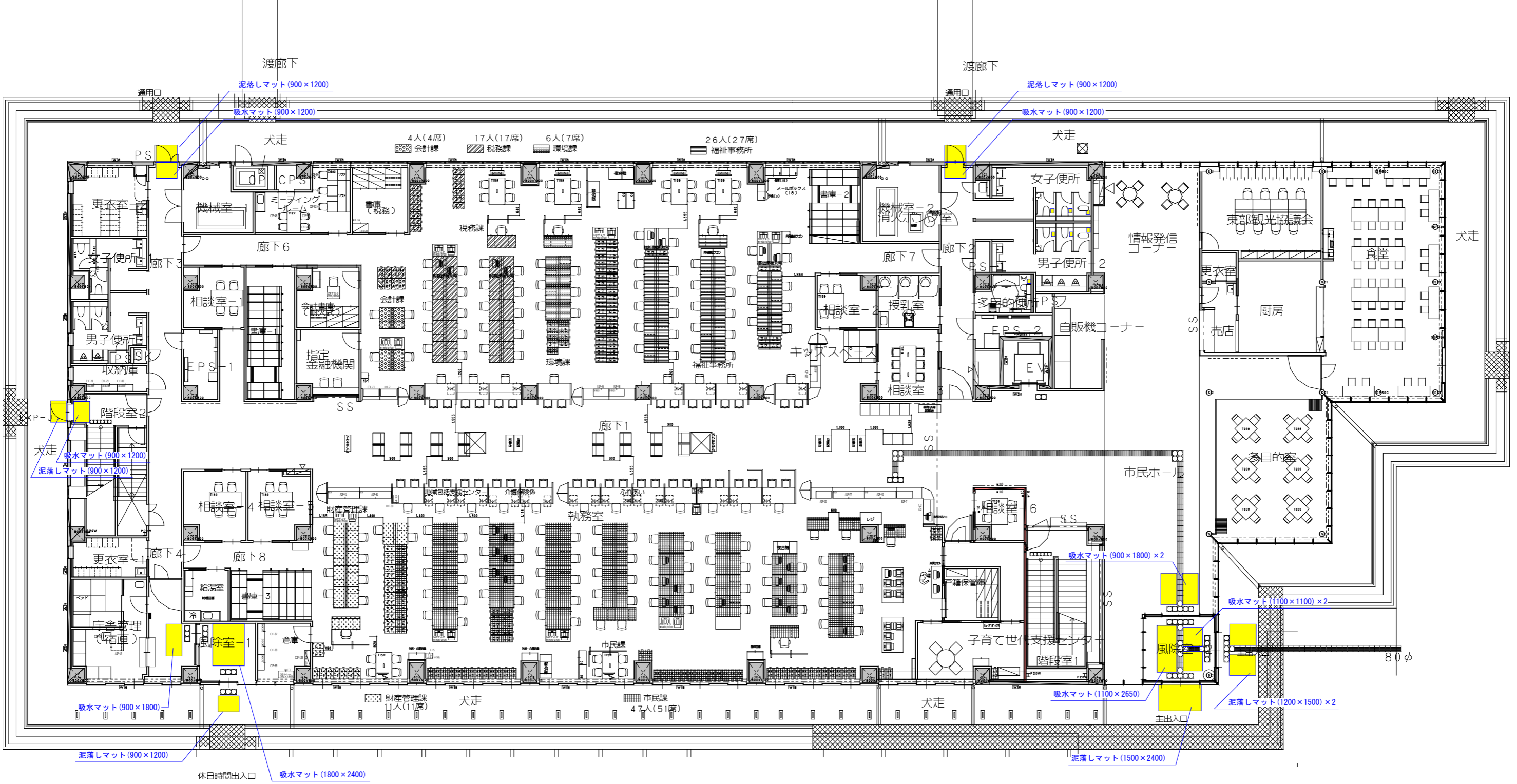
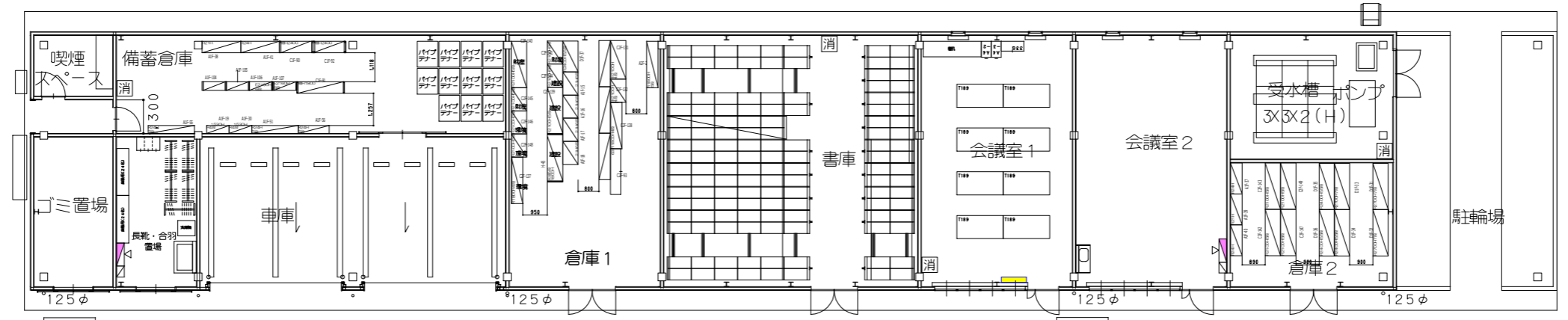
完成図

安芸市庁舎

3階・R階 平面図

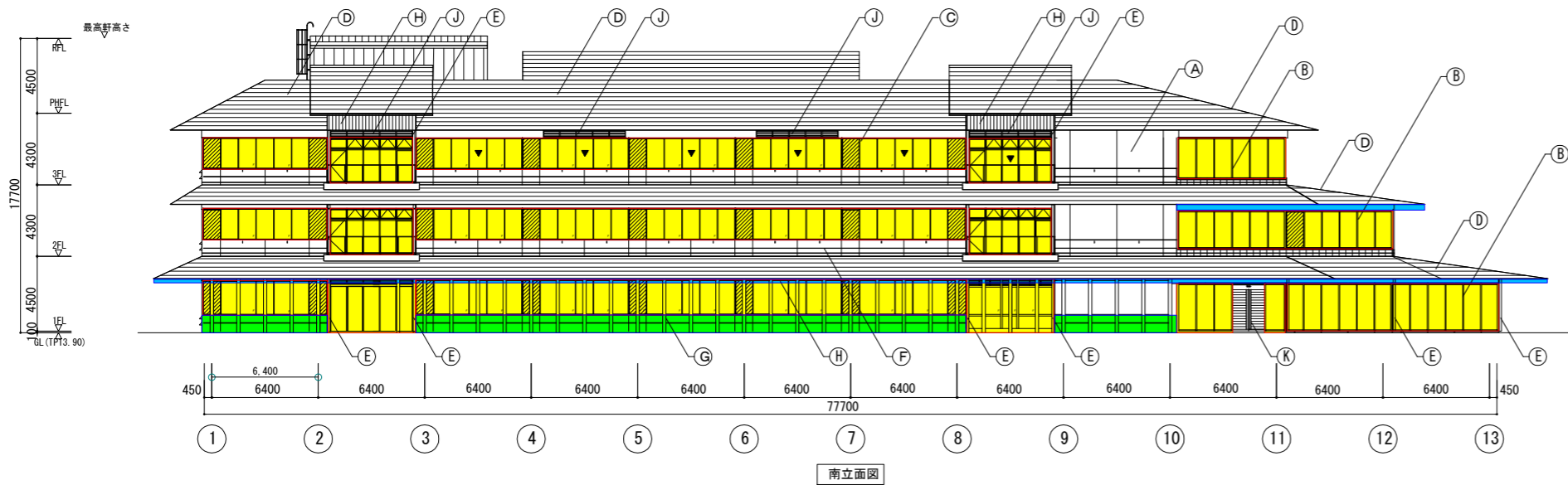
設計番号	図面番号
縮尺 A1: 1:200 A3: 1:400	日付 2023.09.30
No	

450 6,000 6,000 6,000 6,000 10,000 6,000 6,000 6,000 52,900

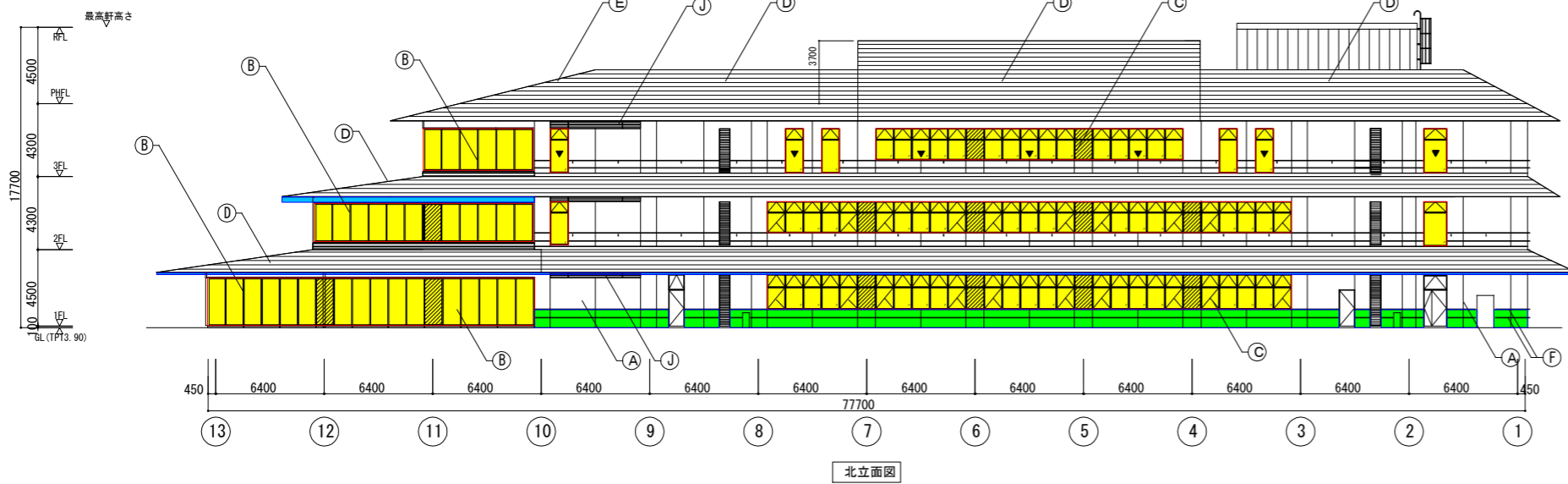


休日時間出入口 吸水マット(1800x2400)

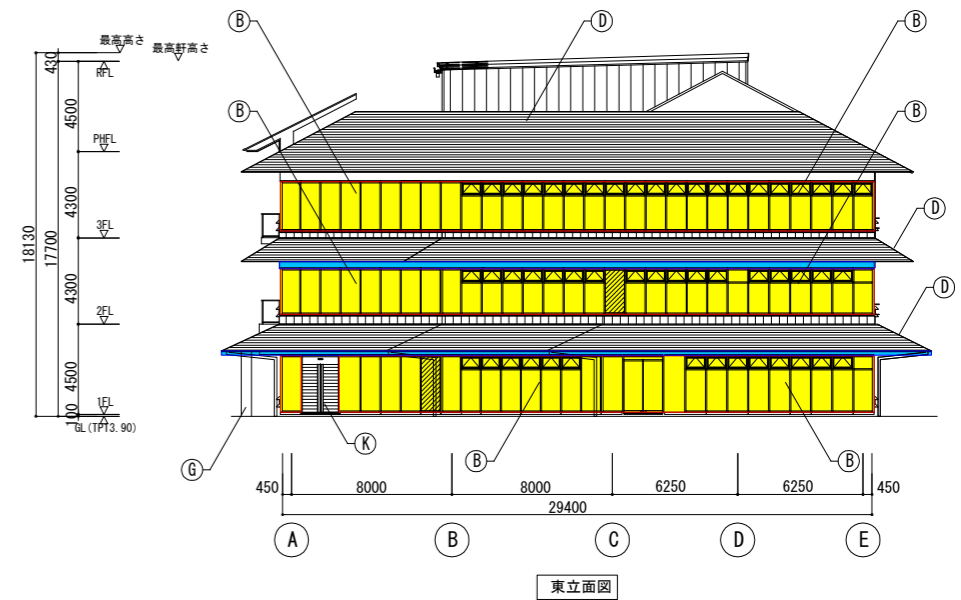
別紙2-4 屋外清掃箇所
(年末年始_定期清掃)



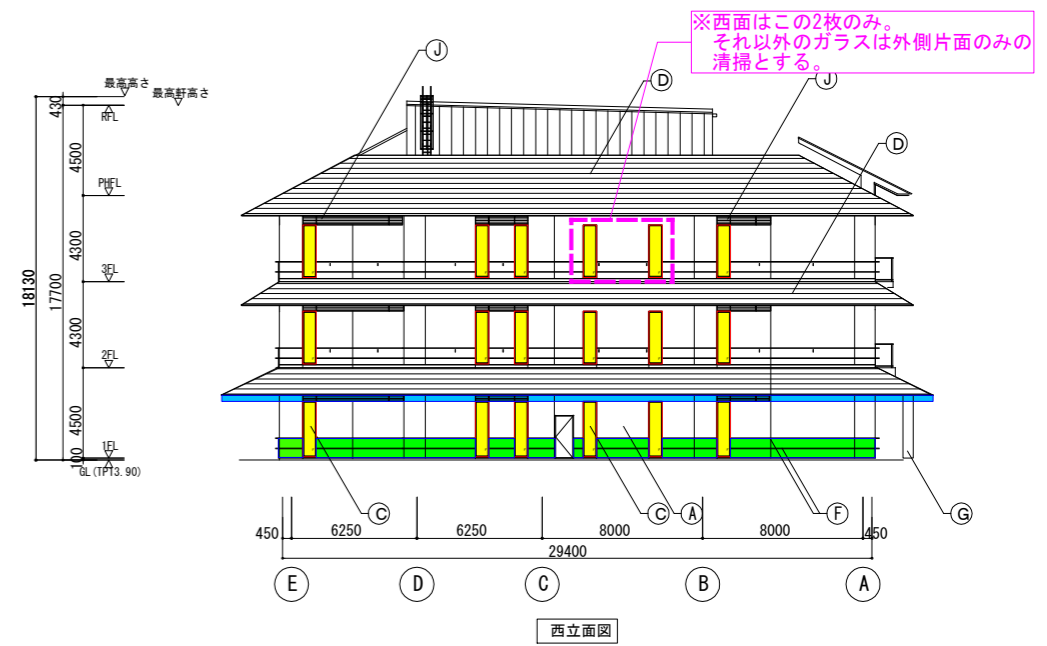
南面：ガラス清掃 419.14㎡×2 (両面) =838.28㎡



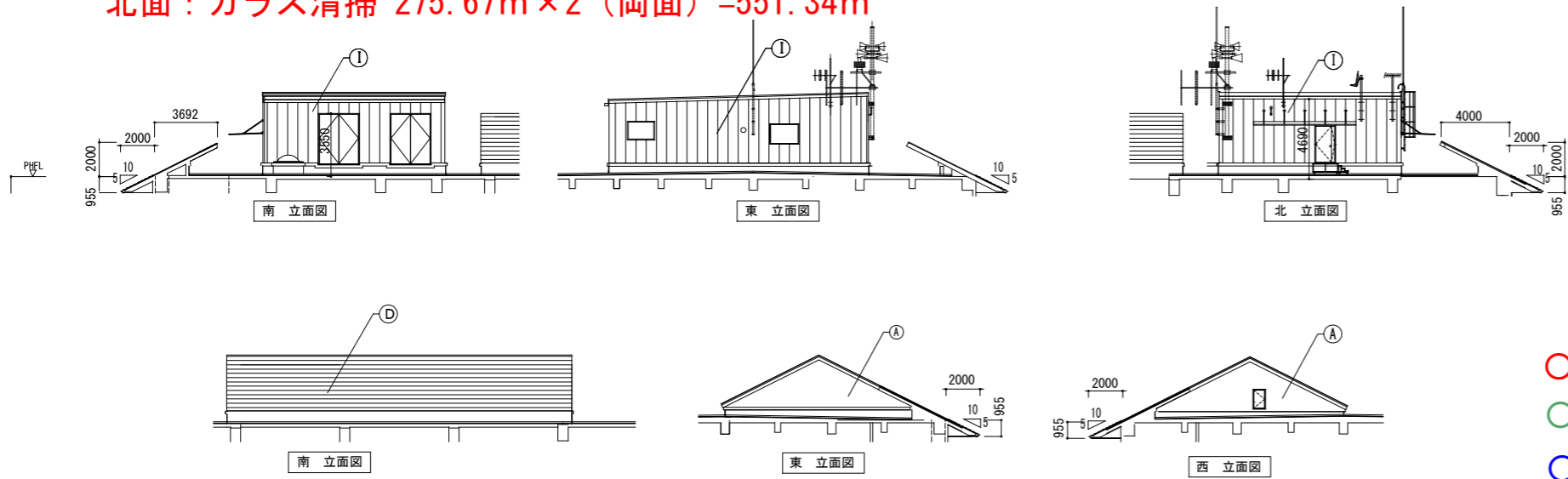
北面：ガラス清掃 275.67㎡×2 (両面) =551.34㎡



東面：ガラス清掃 217.7㎡×2 (両面) =435.4㎡



西面：ガラス清掃 28.76㎡ + 3.52㎡×2 (両面) =35.8㎡



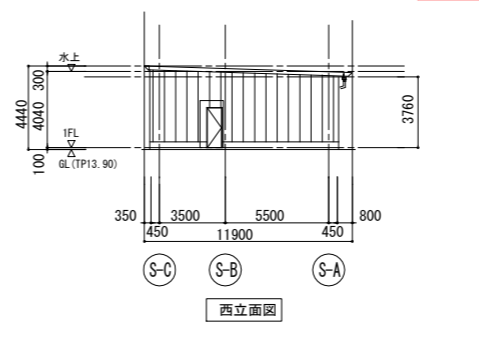
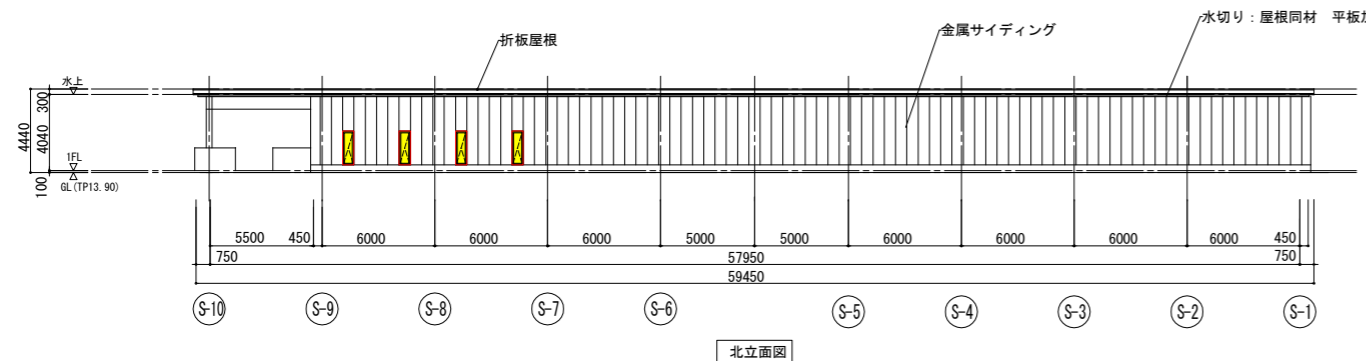
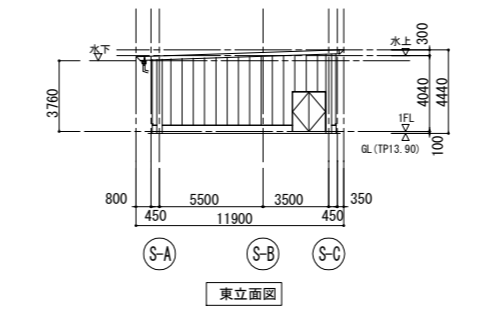
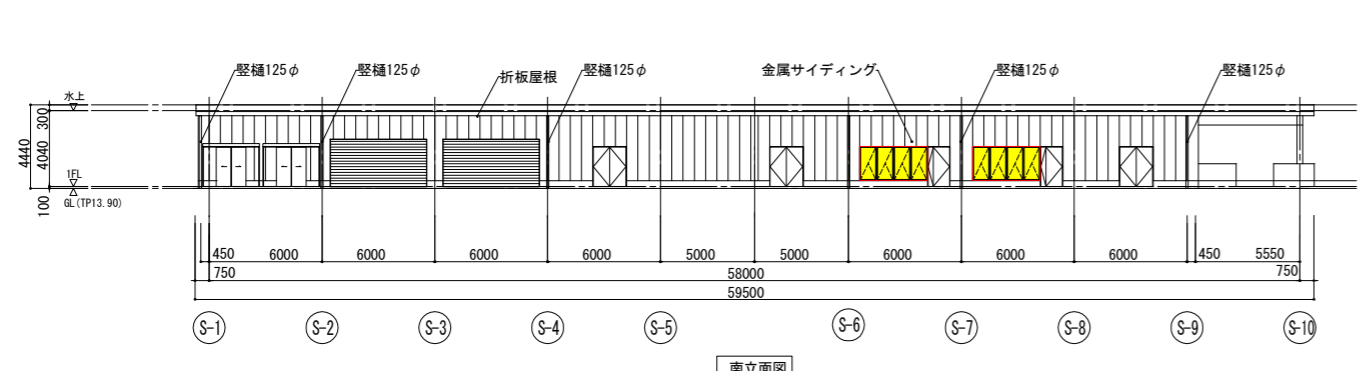
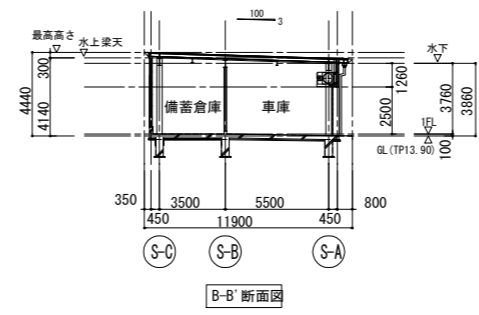
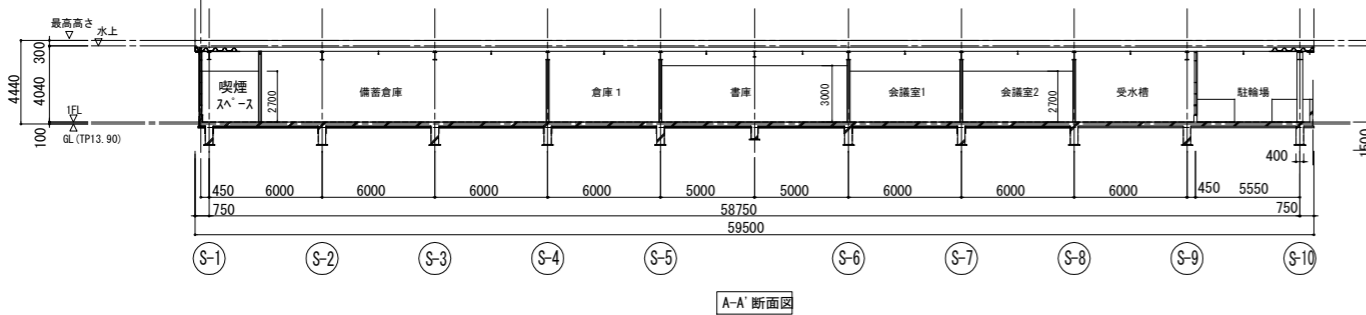
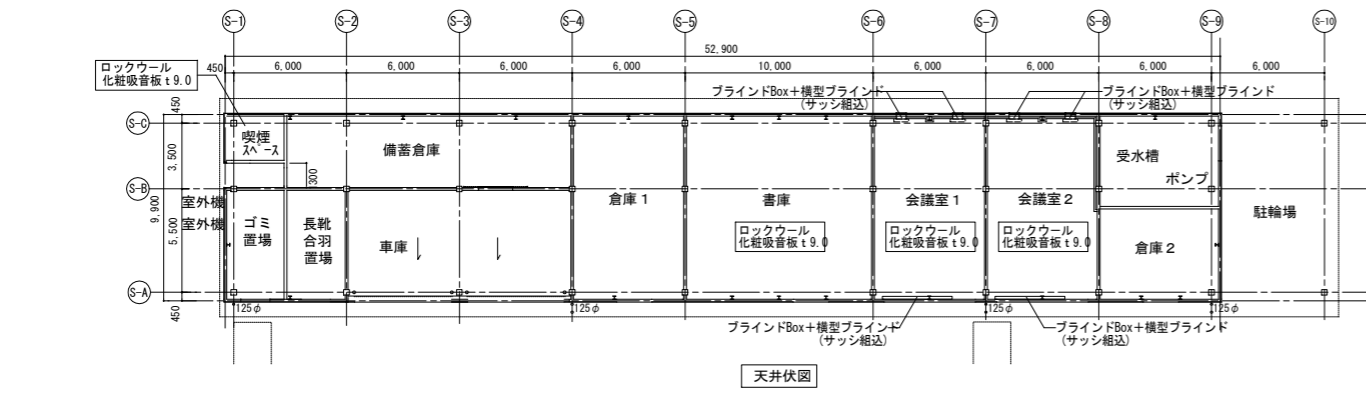
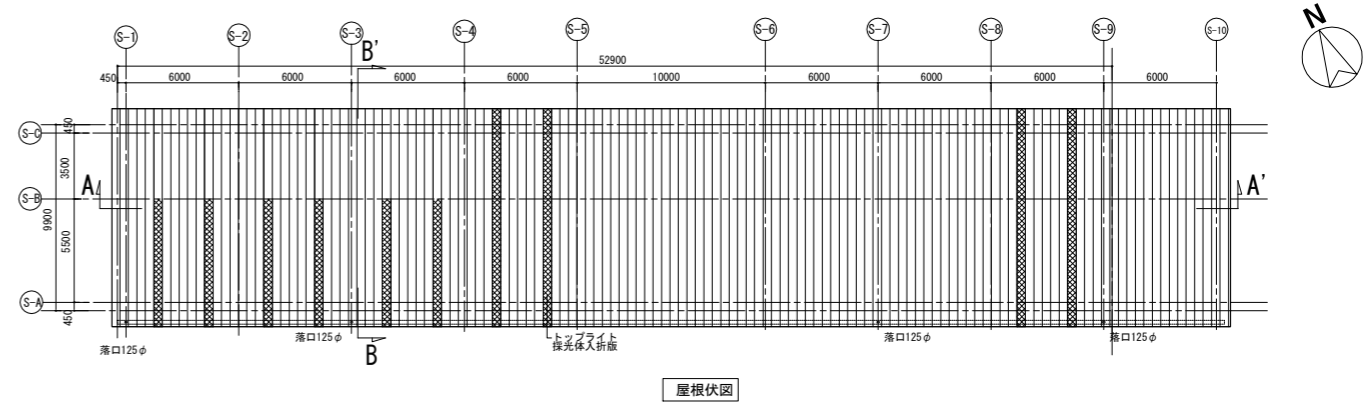
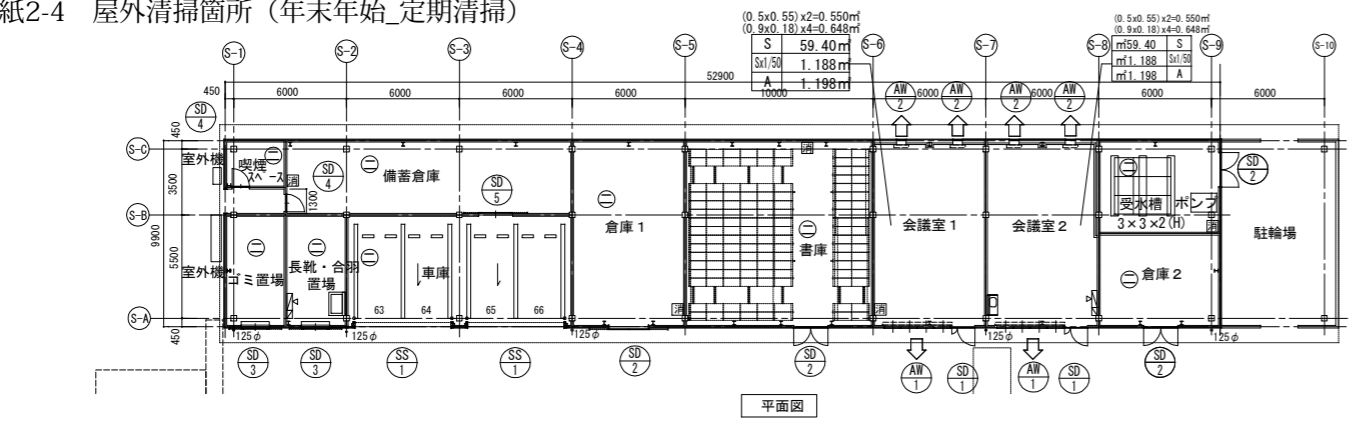
○ガラス清掃 計 1,860.82㎡
○壁清掃：計 131.10㎡
○蜘蛛の巣除去：計 59.33㎡

外部仕上凡例

(A)	RC外壁 RC打放し(A種)DP
(B)	ホアルミ複合サッシ
(C)	アルミサッシ
(D)	金属屋根 段葺
(E)	縦樋
(F)	水切り庇
(G)	CLTルーバー
(H)	ヒノキ小幅板貼 t12 W105 WP仕上
(I)	ALC外壁 水性フッ素樹脂塗装
(J)	アルミガラリ
(K)	羽目板t13 杉材/オイルやすらぎ仕上
▼	非常用出入口 (非常用出入口にかわる窓)
・	ステンレスアイナット (メンテナンス用φ3.200)
▨	バックパネル

完成図	安芸市役所庁舎		設計番号	図面番号
	立面図		縮尺 A1: 1:200 A3: 1:400	日付 2023.09.30 No.

別紙2-4 屋外清掃箇所 (年末年始・定期清掃)



ガラス清掃 17.28㎡ × 2 = 34.56㎡

記号・名称	数量	仕様	2ヶ所	仕様	2ヶ所
窓		親子開き戸		片開き戸	
窓		2.100		2.100	
見込		厚: 40 枠: 125 網線: 215		厚: 40 枠: 139	
仕上		B-FE		B-FE	
枠仕上		B-FE		B-FE	
硝子		—		—	
把手		レバーハンドル		レバーハンドル	
錠前		シリリダー錠・サムターン		シリリダー錠・サムターン	
ヒンジその他		ステンレスT番・ステンレス番付・戸当 ドアチェック・フラッシュ落とし・順位調整器		ステンレスT番・ステンレス番付・戸当 ドアチェック	
備考		付属金物一式		付属金物一式	
記号・名称	数量	仕様	2ヶ所	仕様	2ヶ所
窓		開き戸		電動スチールシャッター	
窓		2.100		3.500	
見込		厚: 40 枠: 195			
仕上		B-FE		B-FE	
枠仕上		B-FE		B-FE	
硝子		—		—	
把手		レバーハンドル		レバーハンドル	
錠前		シリリダー錠・サムターン		シャッター部X ガイドレール・マグサ	
ヒンジその他		ステンレスT番・ステンレス番付・戸当 ドアチェック・フラッシュ落とし・順位調整器		産板SUS (障害物感知装置付)	
備考		付属金物一式		付属金物一式 注意喚起装置 危険物検知装置	
記号・名称	数量	仕様	2ヶ所	仕様	2ヶ所
窓		引分ハンガード		アルミ壁出し窓	
窓		2.100		1.700	
見込		厚: 40 枠: 205		枠: 70 網線: 215	
仕上		B-FE		B-2	
枠仕上		B-FE		B-2	
硝子		—		透明板ガラス t=5	
把手		引き手		—	
錠前		シリリダー錠		グレモン	
ヒンジその他		ハンガーレール ステンレス番付		—	
備考		付属金物一式		付属金物一式、水切枠 網線 stFL1.6 SOP	
記号・名称	数量	仕様	4ヶ所	※自然採光室の採光設備は開口制限 ストッパー無しか、有効面積で算定とする	
窓		アルミ壁出し窓		※手動開放装置 (カセット、バッド等含む) は、 設置高さH800~1500とする	
窓		2.000			
見込		枠: 70 網線: 215			
仕上		B-2			
枠仕上		B-2			
硝子		透明板ガラス t=5			
把手		—			
錠前		グレモン			
ヒンジその他		—			

清掃作業要領

○留意事項（屋内床部分の清掃）

安芸市庁舎屋内床部分の清掃については、発注者側の業務においてロボット掃除機による清掃を日常的に実施しているため、(a)日常清掃における屋内床部分の清掃区域・箇所は、ロボット掃除機の清掃区域外となる。

ただし、日常清掃の対象外の区域・箇所であっても、(b)日常巡回清掃により床部分に汚損を確認した場合は、適宜、作業要領による清掃を実施すること。

(a) 日常清掃

下記箇所の清掃業務は毎日必ず1回以上実施すること。

各業務における清掃区域・箇所は、「別紙 2-1_清掃区域図」、「別紙 2-2_屋外清掃箇所」を参照とすること。

清掃箇所	作業要領
風除室	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関マットの塵を除去する。 ・床部分は電気掃除機で吸塵し清掃する。特に汚れがひどい箇所は洗剤等で処置する。 ・床が濡れている場合は乾いた雑巾で拭き取る。 ・適宜、くもの巣を除去する。
階段	<ul style="list-style-type: none"> ・床は電気掃除機で吸塵し清掃する。特に汚れがひどい箇所は洗剤等で処置する。 ・窓台は、手の届く範囲でちり払いをし、タオル、ダストクロス等で乾拭きをする。 ・適宜、くもの巣を除去する。
廊下 市民ホール 多目的室 情報発信コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・床部分は電気掃除機で吸塵し清掃する（対象箇所：1階宿直室前、3階屋上階段室）。 ・消火栓・消火器は、タオル、ダストクロス等で除塵する。 ・適宜、くもの巣を除去する。
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・床部分は電気掃除機で吸塵し清掃する。特に汚れがひどい箇所は洗剤等で処置する。 ・かご壁面及びドア内外壁面は水又は適正洗剤を用いて拭く。
授乳室	<ul style="list-style-type: none"> ・床は電気掃除機で吸塵し清掃する。特に汚れがひどい箇所は洗剤等で処置する。 ・鏡、什器類、福祉用具等については、素材に応じた洗剤を使用して清掃を行い、タオルで拭き取る。 ・流し台は、中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭く。 ・扉は、タオルで全面水拭き又は乾拭きする。 ・壁は汚損状態に応じて適宜、適切に処置する。 ・汚物容器は必ず確認のうえ、内容物を捨てた上で、容器を洗浄する。 ・適宜、くもの巣を除去する。
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・床は、掃き掃除、絞りモップ等で拭き取る。 ・壁は汚損状態に応じて適宜、タオルで全面水拭き又は乾拭きする。 ・扉は、タオルで全面水拭き又は乾拭きする。 ・大便器及び小便器については、殺菌効果がある洗剤を使用して清掃を行い、雑巾等で拭き取る。 ・鏡、衛生陶器及び福祉用具等については、素材に応じた洗剤を使用して清掃を行い、タオルで拭き取る。 ・洗面台・水栓は、スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。

清掃箇所	作業要領
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・流し台は、中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭く。 ・汚物容器は、必ず確認のうえ、内容物を捨てた上で、容器を洗浄し、タオルで拭く。 ・ハンドドライヤーは、水受けトレイ及びサブトレイを洗浄するとともに、本体内部の汚れはタオル等で拭き取る。 ・使用に支障をきたさぬよう、トイレトペーパー、石鹼等を補充し、トイレトペーパーについては、使用者の手の届く範囲に必ず予備を補充する。また、残量不足については、発注者に事前に報告すること。 ・適宜、くもの巣を除去する。
更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面台・水栓は、スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。
自販機コーナー 食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・給茶機は、茶殻を取り集め、所定の方法で処分した後、給茶機をタオル等で水拭きする。 ・給茶機用ごみ箱は、必ず確認のうえ、内容物を捨てた上で、ごみ箱を雑巾で水拭きする。 ・使用に支障をきたさぬよう、茶葉と紙コップは必ず予備を補充する。また、残量不足については発注者に事前に報告すること。
喫煙スペース (倉庫棟)	<ul style="list-style-type: none"> ・床は、ごみを拾い、絞りモップ等で拭き取る。 ・吸殻入れは、吸殻を取り集め、所定の方法により処理し、吸殻入れを雑巾で水拭きする。 ・消火用のバケツ等の水を交換し、バケツは雑巾で水拭きする。
喫煙スペース (屋上階)	<ul style="list-style-type: none"> ・床は、ごみを拾い、箒で掃く。 ・吸殻入れは、吸殻を取り集め、所定の方法により処理し、吸殻入れを雑巾で水拭きする。 ・消火用のバケツ等の水を交換し、バケツは雑巾で水拭きする。
市長室 副市長室 教育長室 応接室	<ul style="list-style-type: none"> ・床は、電気掃除機で吸塵する。しみがあれば、素材に適したしみ取り剤等を用いて、しみを取る。 ・壁は汚損状態に応じて適宜、適切に処置する。 ・扉は、タオルで全面水拭き又は乾拭きする。 ・什器備品の埃を払い、雑巾拭きする。 ・洗面台、鑑、水栓は、スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。

(b) 日常巡回清掃

下記清掃箇所を上記日常清掃とは別に、毎日1回以上巡回し、汚損を確認した場合は必要に応じて適宜清掃を実施すること。

屋外清掃箇所については、「別紙 2-2_屋外清掃箇所」を参照とすること。

(1) 屋内

清掃箇所	作業要領
<ul style="list-style-type: none">・ 風除室・ 市民ホール・ 多目的室・ 情報発信コーナー・ 自販機コーナー・ 食堂・ 廊下	汚損状態に応じて、適宜清掃を実施する ①床部分の清掃 床材や汚損状態に応じて、適宜、ごみ拾い、掃き掃除、電気掃除機による吸塵、絞りモップ等による拭き取りを行う。 ※食堂等フローリング床の油汚れが目立つ場合は、フローリング床に適した清掃方法にて、油汚れの拭き取りを行う。 ②壁・窓台 手の届く範囲でちり払いをし、汚損状態に応じて、タオル、ダストクロス等乾拭き、または清水で雑巾拭きをする。 ③什器備品の清掃 素材や汚損状態に応じて、適宜、埃払い、ごみの回収、雑巾拭き、タオル、ダストクロス等での拭取清掃を行う。 ④ごみ箱（食堂にのみ設置） 汚損状態や内容量に応じて、適宜、雑巾で水拭きし、ごみを収集する。
<ul style="list-style-type: none">・ 便所・ 授乳室・ 喫煙スペース	汚損状態に応じて、適宜清掃を実施する。 作業要領は上記、日常清掃のとおり。

(2) 屋外

清掃箇所	作業要領
<ul style="list-style-type: none">・ 駐車場・ 駐輪場・ 広場・ ロータリー・ 北側通路・ 犬走り・ 植栽エリア	汚損状態に応じて、適宜、下記清掃業務を行う。 ごみ拾い、掃き掃除、雑草取り（植栽内を含む） ※雨天時は不要。
<ul style="list-style-type: none">・ 屋根、軒下	汚損状態に応じて、適宜、下記清掃業務を行う。 清掃道具等で届く範囲の、くもの巣の撤去。
<ul style="list-style-type: none">・ 外壁	汚損状態に応じて、適宜、下記清掃業務を行う。 くもの糞…薬剤等は使わず、水とブラシで擦る等、外壁（水性フッ素樹脂塗装）への影響が少ない方法を実施すること。 ※汚損内容に合わせ、適切な方法にて清掃すること。 洗剤を使う場合は外壁を傷めない種類のものを選定すること。

○留意事項（年末年始_定期清掃）

各業務における清掃区域・箇所は、「別紙 2-3_清掃区域図（年末年始_定期清掃）」、「別紙 2-4_屋外清掃箇所（年末年始_定期清掃）」を参照とすること。

清掃方法については下記並び、「別紙 3-2_年末年始_定期清掃時の留意点について」を参照したうえで実施すること。

(c) 床清掃・ワックス掛け・バルコニー清掃

清掃箇所	作業要領
<ul style="list-style-type: none"> ・床清掃・ワックス掛け (770.7 m²) ・バルコニー清掃 (42.25 m²) 	<ul style="list-style-type: none"> ・1階油汚れ除去…101.27 m² ・1階床清掃及びワックス掛け…669.43 m² ・2階バルコニー清掃…20.95 m² ・3階バルコニー清掃…21.30 m² ・1階各出入口の泥落とし・給水マットの洗浄、陰干し <p>※フローリング床は天然ムク木材を使用しているため、水拭き、水洗い、ブラシ掛け、電動ポリッシャーの使用は厳禁とする。</p> <p>※油汚れの除去は、フローリング床を傷めない方法で行うこと。</p> <p>※ワックスは、水性及び水溶性のものや剥離材の混入したものの使用は厳禁とし、樹脂ワックス（ハイテクフローリングコート（リンレイ製）同等品以上のもの）を使用すること。</p>

(d) ガラス・サッシ清掃

清掃箇所	作業要領
ガラス・サッシ清掃 (2,231.22 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ○屋外 <ul style="list-style-type: none"> ・(庁舎) ガラス清掃：1,860.82 m² ・(倉庫棟) ガラス清掃：34.56 m² ○屋内 <ul style="list-style-type: none"> ・(屋内)1階ガラス面清掃…145.86 m² ・(屋内)2階ガラス面清掃…241.9 m² ・(屋内)3階ガラス面清掃…150.54 m² <p>※高所での作業は、長尺の清掃道具や足場設営、外壁に点在するリング使用、高所作業車での実施を想定している。「別紙 3-2_年末年始_定期清掃時の留意点について」を参照のうえ、受注者側で清掃方法を提案し、市と協議すること。</p>

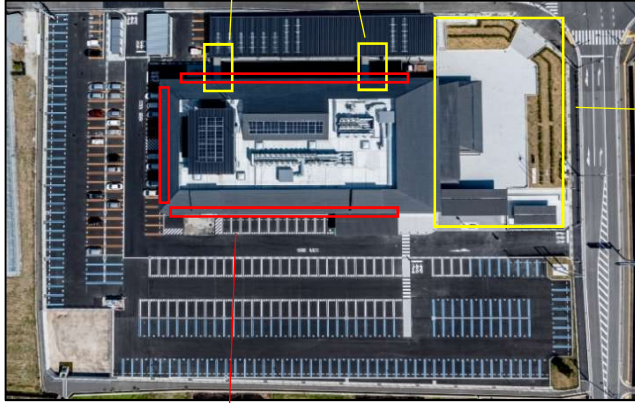
(e) 外壁清掃

清掃箇所	作業要領
庁舎外壁部の汚れ落とし	<ul style="list-style-type: none"> ・くもの巣除去 (59.33 m²) ・外壁清掃 (131.10 m²) <p>※外壁（水性フッ素樹脂塗装）に影響の少ない方法で清掃すること。</p>

●高所作業（ガラス・サッシ清掃）について



北面は高さ制限あり
(渡り廊下屋根部分_
高さ3m制限)



東面は車両乗入禁止 (耐荷
重100kg)



高所作業（窓清掃）については、受注者側で安全に配慮した計画を提案してください。
※基本的には外壁に点在するリング（耐荷重220kg）に、ロープを巻き付けての作業を想定しています。屋上のリング（耐荷重1t）を使用して窓ガラス清掃をする場合、ロープガード等を使用し、屋根先端への荷重を軽減すること）
高所作業車を使用する場合は車両乗入可能エリアのみとします。
足場等の設置が必要な場合は、耐荷重面で問題がないか、市と協議すること。



東面は全面窓ガラス面になっており、リングが設置されていません。
このため、足場設置や長尺の清掃道具等を用いての作業を想定します。



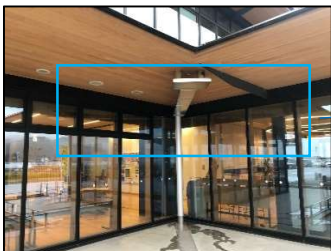
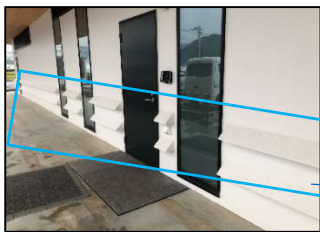
3階にはキャットウォークあり。
(a)部分については、作業員が乗ることは可能。
風除室の屋根はアルミパネル部分が荷重不足のため、フレーム部分(b)に掛かるよう敷板を設置することで作業員が乗ることは可能。
長尺の清掃道具を使う場合は、洗浄時の汚水が下の壁面に垂れないよう配慮すること。

●外壁清掃、くもの巣除去について

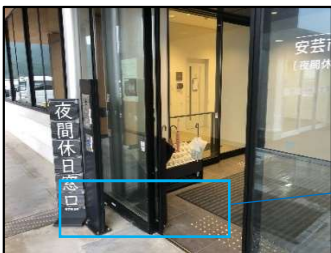


くもの糞等による汚損箇所を中心に洗浄してください。

外壁は水性フッ素樹脂塗装であるため、受注者で適切な清掃方法（水、ブラシ等）を提案のうえ、清掃すること。



窓枠部分、自動ドアの足元部分等にある、くもの巣を除去すること。



●床清掃・ワックス掛けについて

○フローリングは天然ムク木材を使用しているため、いずれの場合も水拭き、水洗い、ブラシ掛け、電動ポリッシャーの使用は絶対に避けて下さい。水拭きをしたりすると、フローリングに割れ・反り・突上げが発生する可能性があります。

(床清掃)

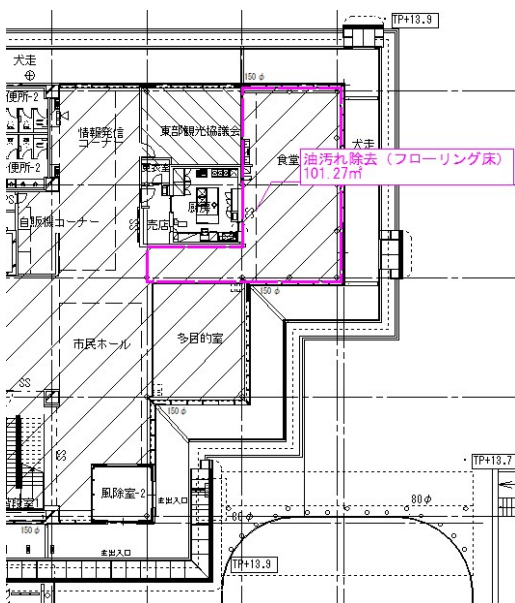
- ①化学モップを主体に砂、ホコリ、ゴミ等を集め、自由箒と塵取で除去するか電気掃除機で吸い取って下さい。
- ②モップをコンディショナーやクリーナーで湿らせた状態でフロー全体を丁寧に拭いて下さい。絶対に水溶性のコンディショナーやクリーナーを使用しないで下さい。
- ③コンディショナーやクリーナーが完全に乾いてからワックス掛けをしてください。ワックスは

(ワックス)

水性及び水溶性のもの、剥離材の混入したワックスは使用しないこと。

樹脂系ワックス (ハイテクフローリングコート (リンレイ製) ※、もしくは同等品以上のもの) をメーカーが推奨する適正な手順により使用してください。

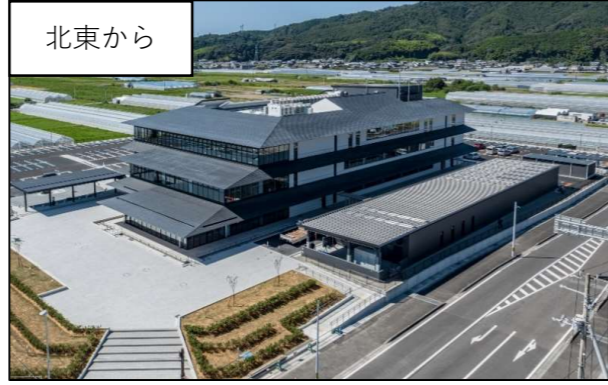
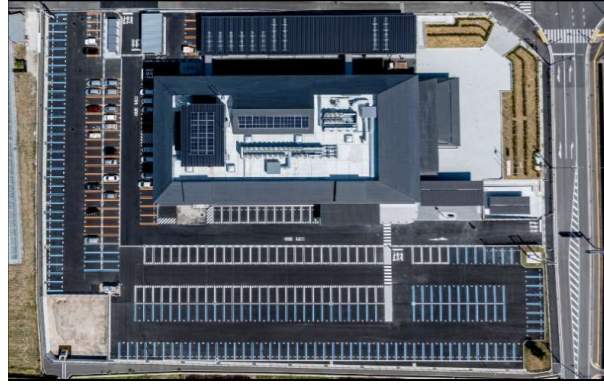
●床 (食堂) の油汚れ除去について



フローリング床を傷めない方法で油汚れを除去すること。



(参考) 庁舎外観写真※R5.9月竣工時点の状況



(参考) 庁舎内写真

